



基安安発 1114 第 1 号
平成 25 年 11 月 14 日

建設業労働災害防止協会事務局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の強化について（要請）

日頃より安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における労働災害の発生状況につきましては、死亡災害は長期的に減少を続け平成 23 年には過去最少の 342 人となったものの、翌平成 24 年は前年比 7.3% 増の 367 人となりました。平成 25 年に入ってからは前年を下回って推移しており、9 月末現在の速報値では前年同期比 -15.9% となっています。これは貴協会をはじめとする関係各位の努力の結果であり、敬意を表する次第ですが、一方で、休業 4 日以上の死傷災害は、平成 22 年までは長期的に減少したものの、その後は平成 23 年及び平成 24 年と 2 年連続して増加し、平成 25 年 10 月末現在の速報値では前年比 -0.3% の 12,745 人と、前年とほぼ同じとなっており、このままでは 3 年連続の増加となりかねない状況にあります。

建設業を取り巻く環境を見ますと、公共工事の受注工事額は本年 8 月時点で前年同期比 7 カ月連続の増加、新設住宅着工戸数は本年 9 月時点で前年同期比 13 カ月連続の増加となっており、平成 25 年度の建設投資は前年度より 11% 増加して 50 兆円に迫る見通しですが、工事の増加がそのまま災害の増加につながることは避けなければなりません。

休業 4 日以上の死傷災害の内訳を見ますと、墜落・転落が 34.9% を占め、次いで、はさまれ・巻き込まれが 11.1%、飛来・落下が 10.5%、切れ・こすれが 9.6%、転倒が 9.5% となっており、これら多発している災害の事故の型に応じた対策の強化が必要と考えられます。

つきましては、貴協会では、本年 12 月 1 日から来年 1 月 15 日までの間、年末年始労働災害防止強調期間を展開されますが、この機会に合わせて次の事項にも留意の上、労働災害防止対策の強化に取り組んでくださいますようお願ひいたします。

記

- 1 高さ 2 メートル以上の箇所での作業時の手すり等の措置を講じた作業床の設置の徹底及び作業床を設けることが困難な場合の安全帯の使用の徹底
- 2 はしご使用時の上部及び脚部の固定等の転位防止の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロック及び安全帯の使用の勧奨
- 3 車両系建設機械に接触するおそれのある場所や移動式クレーンの作業半径内への立入禁止の徹底

- 4 足場におけるメッシュシート、幅木等の飛来落下防止措置の徹底
- 5 木材加工作業における携帯用丸のこ盤の使用作業従事者への安全教育を通じた歯の接触予防装置等の使用の徹底及び手工具の安全な使用の徹底
- 6 凍結等により滑りやすい作業床、路面等で作業する場合の耐滑性、屈曲性に優れた作業靴の勧奨

